

上場金融デリバティブ清算業務における担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金割増し制度の導入及び清算基金の計算方法の一部見直しについて

2024年3月21日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

上場金融デリバティブ清算業務における取引証拠金や清算基金について、清算参加者やその顧客におけるリスク量により見合った形での所要額を求めることでリスク管理制度の一層の高度化を図るべく、ストレスシナリオの下でのリスク量（担保超過リスク相当額）に応じた取引証拠金所要額の割増し制度を導入するとともに、各清算参加者が当社へ預託する清算基金所要額（個社分）算出における按分方式の見直しを行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 上場金融デリバティブ清算業務における担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の割増し制度の整備 (1) 割増し要否の判定基準及び判定方法	<ul style="list-style-type: none">各清算参加者が保有する区分口座（ただし、オムニバス口座の場合はポジション申告単位とする。以下「口座又はポジション申告単位」という。）における清算資格ごとの担保超過リスク相当額が、当社が清算資格ごとに設定する判定基準額（以下「判定基準額」という。）を超過する場合、当該口座又はポジション申告単位に係る取引証拠金所要額の割増しを行う。	<ul style="list-style-type: none">本割増し制度の対象となる清算資格は、上場金融デリバティブ清算業務における全ての清算資格（国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）とする。担保超過リスク相当額とは、ストレスシナリオの下で想定される損失額から取引証拠金所要相当額を控除した額をいう（以下同じ。）。

項目	内容	備考
(2) 判定基準額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 清算資格ごとに、担保超過リスク額の上位2社合計額に調整係数を乗じて得た額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 担保超過リスク額の上位2社合計額は、清算基金所要額の算出における日次最大基準PML額の計算方法に準じて計算する。 具体的な調整係数の水準については、当社が別途定め、あらかじめ清算参加者へ通知する。
(3) 割増額(ストレス Add-on IM)の計算方法及び加算対象	<ul style="list-style-type: none"> 各口座又はポジション申告単位における清算資格ごとの担保超過リスク相当額から、判定基準額を減じて得た額を、当該口座又はポジション申告単位に係る担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額割増額(以下「ストレス Add-on IM」という。)とし、当該ストレス Add-on IMの起因となる口座又はポジション申告単位の取引証拠金所要額に加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ただし、当該ストレスAdd-on IMの起因となる口座又はポジション申告単位が委託分となる場合、あらかじめ当社に届出を行うことを条件として、自己の金銭又は代用有価証券をもって、当社に預託することも可能とする。
(4) 割増額(ストレス Add-on IM)の計算時点及び計算対象建玉	<ul style="list-style-type: none"> ストレス Add-on IMは、各営業日の終了時点において、当該時点の建玉の状況に基づき計算する。 	
(5) 日中取引証拠金所要額及び緊急取引証拠金所要額計算上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 日中取引証拠金所要額又は緊急取引証拠金所要額の計算時において、清算参加者が保有する口座又はポジション申告単位の取引証拠金所要額にストレス Add-on IM が加算されている場合には、当該口座又はポジショ 	

項目	内容	備考
<p>2. 上場金融デリバティブ清算業務における清算基金の按分方式の見直し</p>	<p>ン申告単位が属する口座の取引証拠金相当額に当該ストレス Add-on IM を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格ごとの清算基金所要額（個社分）の算出にあたり、清算基金所要額（全社分）を各清算参加者へ按分する際の比率について、現在の方式である各清算参加者の取引証拠金所要相当額（以下「IM額」という。）に基づく比率に加え、各清算参加者の担保超過リスク相当額（以下「PML額」という。）に基づく比率を加味することとする。 ・ IM額に基づく比率とPML額に基づく比率の割合は、X：Yとする。 ・ 本見直しを踏まえた具体的な計算方法は、以下のとおり。 清算基金所要額（個社分） =（期間平均基準PML額又は算出基準日における日次最大基準PML額のいずれか大きい方の値）× {（個社按分基礎IM額 / 按分基礎IM総額）×（X /（X+Y）） +（個社按分基礎PML額（※1） / 按分基礎PML総額（※2））×（Y /（X+Y））} <p>（※1）個社按分基礎PML額とは、各清算参加者の、清算基金所要額算出基準日からさかのぼって1か月間の各取引日の各ストレスシナリオにおける基準PML額の最大値の平均額をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本見直しの対象となる清算資格は、上場金融デリバティブ清算業務における全ての清算資格とする。 ・ 具体的な割合（X及びY）については、当社が別途定め、あらかじめ清算参加者へ通知する。 ・ 計算方法におけるその他の内容（期間平均基準PML額、日次最大基準PML額、個社按分基礎IM額及び按分基礎IM総額）に係る取扱いについては変更しない。

項 目	内 容	備 考
3. 実施時期（予定）	<p>（※2）按分基礎PML総額とは、個社按分基礎PML額を全ての清算参加者について合算した額をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年春を目途に実施する。 	

以上